

# 令和3年度宮崎県飲食関連事業者等支援金 コールセンター運営事業受託事業者募集要領

令和3年度宮崎県飲食関連事業者等支援金コールセンター運営事業に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に関し、県が飲食店等に対して行った営業時間の短縮要請によって、直接的な影響を受けた事業者に対し支援金を支給するに際し、事業者等から給付の対象や申請書の記入方法等について、電話で相当数の相談が寄せられることが見込まれることから、給付事務を円滑に行うため、問合せのコールセンターを設置する。

## 2 委託業務名

令和3年度宮崎県飲食関連事業者等支援金コールセンター運営事業

## 3 委託料の上限額

4,833,708円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 4 事業概要

別紙「委託業務仕様書」のとおり

## 5 委託期間

契約締結の日から令和3年11月10日まで

## 6 公募参加資格

企画提案に参加できるものは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

## 7 企画コンペの方法

### (1) 参加申込み

企画コンペに参加する者は、令和3年6月11日（金）正午までにの参加申込書（様式1号）を下記11に掲げる窓口まで電子メール又はファクシミリで送付すること。未達を防ぐため、送信後は電話連絡を行うこと。

### (2) 企画書の提出

令和3年6月15日（火）17時までに以下の書類を11に掲げる窓口へ郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は、郵送物の追跡が可能な手段により提出すること。

① 企画提案書（様式2号） 1部

② 企画書（任意様式） 6部

（留意事項）

- ・ A4版両面印刷とすること。
- ・ 業務体制、業務スケジュール、過去の受注実績（特に、国や地方自治体、公社等から平成31年度（令和元年度）以降に受注したもの）について記載すること。

③ 見積書 6部（原本1部、写し5部）

（留意事項）

- ・ A4版とすること。
- ・ 宛名を「宮崎県知事」とすること。
- ・ 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税、合計額（税込金額）を記載すること。

④ 会社概要 6部（既存のものがあれば提出。無ければ提出不要）

⑤ 誓約書（様式3号） 1部

### (3) 質問について

仕様書もしくは本要領に関する疑義は、質問票（様式4号）を電子メール又は持参により令和3年6月10日（木）15時まで下記11記載の窓口まで送付すること。電子メールの場合は、送信後にその旨電話連絡を行うこと。

回答については、軽微なものを除き、7（1）で提出のあった参加申込書を提出した全ての参加者に対し、電子メールで送付する。

### (4) 選定方法

書面による審査方式とし、提出された企画案について、下記の点を総合的に審査の上、決定する。

① 業務実施体制

(自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症陽性者がコールセンターで確認された場合の対応等についての想定についても審査の対象としますので、企画書に記載をお願いします。)

② 提案内容の実現可能性

③ 見積金額の適正さ(費用積算内容)

④ スケジュール設定の適切さ

⑤ 過去の業務実績

(5) 選定結果通知

令和3年6月17日(木)頃

参加者全員に電話連絡の上、後日文書で通知する。

## 8 企画コンペについての留意点等

(1) 企画コンペの事前説明会は実施しない。

(2) 募集期間経過後の提案書等の変更、差し替え若しくは撤回は認めない(企画書提出後に発生した事実の変更及び記載の不備による軽微な差し替えは除く。)

(3) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

(4) 参加資格要件を満たさない者又は受託事業者を選定するまでの間に、本要領「6公募参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

(5) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。

(6) 本提案に係る費用は提案者が負担すること。

## 9 契約についての留意点等

(1) 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

その際、契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 委託契約を締結すると同時に契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 10 業務による取得財産・委託費の支払

(1) 委託業務の実施に伴って取得した財産は県に帰属する。

(2) 委託費の支払については、精算払とする。

## 11 問い合わせ先及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 企画調整担当（担当 野口、後藤）

電話番号 0985-26-7094（直通）

ファックス 0985-26-7337

E-mail insyokukanren-zigyousya@pref.miyazaki.lg.jp